（弁済業務保証金の取戻し）

第二条　旅行業協会は、法第四十八条第一項に規定する保証社員（以下「保証社員」という。）がその属する旅行業協会の社員の地位を失ったため、法第五十一条第一項の規定により当該保証社員に係る弁済業務保証金分担金の額に相当する額の弁済業務保証金の取戻しをしようとするときは、同条第五項の規定により次に掲げる事項を官報に掲載して公告しなければならない。

一　登録に係る法第四条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに主たる営業所の名称及び所在地

二　（略）

三　法第四十九条の規定により保証社員が旅行業協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額

四　権利を有する者は、六箇月を下らない一定期間内に、旅行業法施行規則第六十条の規定による認証の申出をすべき旨

五　（略）

2　旅行業協会は、保証社員が法第六条の四第一項の変更登録（以下「変更登録」という。）を受けた場合において、当該保証社員に係る法第四十九条の弁済業務保証金分担金の額が減少することとなったため、法第五十一条第一項の規定によりその減少することとなる額に相当する額の弁済業務保証金の取戻しをしようとするときは、次に掲げる事項を官報に掲載して公告しなければならない。

一　変更登録前の登録に係る法第四条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに主たる営業所の名称及び所在地

二・三　（略）

四　権利を有する者は、六箇月を下らない一定期間内に、旅行業法施行規則第六十条の規定による認証の申出をすべき旨

五　（略）

3～6　（略）

第三条　旅行業協会は、保証社員の毎事業年度終了後において当該保証社員に係る弁済業務保証金分担金の額が減少することとなったため、法第五十一条第一項の規定によりその減少することとなる額に相当する額の弁済業務保証金の取戻しをしようとするときは、当該事業年度終了の日の属する事業年度の次の事業年度内に限り、観光庁長官に対し、その減少することとなる額についての証明書の交付の申請をすることができる。ただし、当該保証社員に係る弁済業務保証金につき権利の実行の手続がとられている場合は、この限りでない。

2・3　（略）

第四条　旅行業協会は、法第五十一条第二項の規定により弁済業務保証金の取戻しをしようとするときは、観光庁長官に対し、すべての保証社員の弁済業務保証金分担金の減額分に相当する額についての証明書の交付の申請をすることができる。ただし、当該保証社員に係る弁済業務保証金につき権利の実行の手続がとられている場合は、この限りでない。

2　（略）

附　則

この省令は、平成三十年一月四日から施行する。

（弁済業務保証金の取戻し）

第二条　旅行業協会は、法第二十二条の九第一項に規定する保証社員（以下「保証社員」という。）がその属する旅行業協会の社員の地位を失ったため、法第二十二条の十二第一項の規定により当該保証社員に係る弁済業務保証金分担金の額に相当する額の弁済業務保証金の取戻しをしようとするときは、法第二十二条の十二第五項の規定により次に掲げる事項を官報に掲載して公告しなければならない。

一　登録に係る法第四条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項並びに主たる営業所の名称及び所在地

二　（略）

三　法第二十二条の十の規定により保証社員が旅行業協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額

四　権利を有する者は、六箇月を下らない一定期間内に、旅行業法施行規則第四十五条の規定による認証の申出をすべき旨

五　（略）

2　旅行業協会は、保証社員が法第六条の四第一項の変更登録（以下「変更登録」という。）を受けた場合において、当該保証社員に係る法第二十二条の十の弁済業務保証金分担金の額が減少することとなったため、法第二十二条の十二第一項の規定によりその減少することとなる額に相当する額の弁済業務保証金の取戻しをしようとするときは、次に掲げる事項を官報に掲載して公告しなければならない。

一　変更登録前の登録に係る法第四条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項並びに主たる営業所の名称及び所在地

二・三　（略）

四　権利を有する者は、六箇月を下らない一定期間内に、旅行業法施行規則第四十五条の規定による認証の申出をすべき旨

五　（略）

3～6　（略）

第三条　旅行業協会は、保証社員の毎事業年度終了後において当該保証社員に係る弁済業務保証金分担金の額が減少することとなったため、法第二十二条の十二第一項の規定によりその減少することとなる額に相当する額の弁済業務保証金の取戻しをしようとするときは、当該事業年度終了の日の属する事業年度の次の事業年度内に限り、観光庁長官に対し、その減少することとなる額についての証明書の交付の申請をすることができる。ただし、当該保証社員に係る弁済業務保証金につき権利の実行の手続がとられている場合は、この限りでない。

2・3　（略）

第四条　旅行業協会は、法第二十二条の十二第二項の規定により弁済業務保証金の取戻しをしようとするときは、観光庁長官に対し、すべての保証社員の弁済業務保証金分担金の減額分に相当する額についての証明書の交付の申請をすることができる。ただし、当該保証社員に係る弁済業務保証金につき権利の実行の手続がとられている場合は、この限りでない。

2　（略）